特定計量器型式承認

国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第51号

平成29年２月17日付けをもって、特定計量器の型式について次のように計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の承認をしたので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成29年３月７日

国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長　中鉢　良治

１．承認番号　第K172号
２．名称　東洋ガスメーター株式会社
３．住所　富山県射水市本江2795番地
４．特定計量器の種類　ガスメーター

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第22号

研究学園都市計画事業中根・金田台特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項の規定による仮換地指定通知について、同法第98条第５項及び第99条第２項の規定に基づき送付したが、送付すべき場所を確知することができなかったので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成29年３月７日
研究学園都市計画事業
中根・金田台特定土地区画整理事業
施行者
独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
つくば・千葉常磐担当推進役　支倉　　紳

記

１　氏名及び住所
氏名　伊藤　省三
住所　千葉県習志野市津田沼二丁目1859番地、津田沼住宅
２　通知の内容
文書番号　しい12―159中金発指定41―9―002
平成29年１月27日
従前の土地
町名及び字名　つくば市金田字弥陀下
地番　1718
地目　畑
登記簿地積　244㎡
基準地積　244.30㎡
仮換地
街区番号　D30　画地番号　5
地積　160.63㎡
仮換地の指定の効力発生の日
平成29年3月27日
仮換地について使用又は収益を開始することができる日　別に定めて通知します。

注意
１　この通知書に記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。
２　別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、又は収益することはできません。

教示
１　この通知に係る処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項に規定されています。）
２　この通知に係る処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提訴することはできなくなります。

以　上

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第23号

研究学園都市計画事業萱丸一体型特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第110条第１項の規定による清算金額の通知について、送付すべき場所を確知することができなかったので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成29年３月７日
研究学園都市計画事業
萱丸一体型特定土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
本部長　茂木　貴志

記

１　清算金額通知者
氏名　石濱　恭子
住所　茨城県つくば市みどりの一丁目32番８号エクセレントシティつくばみどりの104号室
（判明している最後の住所）
２　通知内容

清算金額通知書

研究学園都市計画事業萱丸一体型特定土地区画整理事業の施行地区内にある貴殿の敷地権を有する土地について、土地区画整理法第94条に規定する清算金を、下記のとおり決定しましたので、通知いたします。

なお、下記注意事項及び教示をご熟読の上、必要な手続きをお取りください。

徴収清算金　　金61円
交付清算金　　金０円
供託すべき金額　金０円
清算金額内訳
従前の土地
町名地番　茨城県つくば市西栗山字上山118―3
地　　目　山林
地　　積　3,863㎡
換　　地
町名地番　茨城県つくば市みどりの一丁目32―８
地　　目　宅地
地　　積　3,031.42㎡
清算金額
徴収額61円、交付額０円、
供託すべき額０円

（注意事項）
１　「徴収清算金」は、貴殿から施行者（当機構）に清算金をお支払いただきます。
「交付清算金」は、施行者（当機構）から貴殿に清算金をお支払いします。
「供託すべき金額」は、交付すべき清算金に係わる土地に、質権、先取特権又は抵当権があるときは、質権等を有する権利者から「供託しなくてもよい旨の申出書」が指定期限までに提出されない限り、「供託すべき金額」を供託することとなります。
２　所有権、借地権及び敷地権を有する各筆の土地について、徴収すべき清算金と交付すべき清算金とがあるときは、土地区画整理法第111条の規定により両者を相殺し、相殺後の上記の金額を徴収又は交付します。なお、相殺に当たっては、交付すべき清算金を徴収すべき清算金のうち金額の少ないものから順次充当しましたので、ご了承ください。
３　「徴収清算金」の額が、10万円を超えるときは、分割して納付することができますので、分納を希望される方は、清算金分納申請書をご提出ください。

（教示）
１　この通知に係る処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）
２　この通知に係る処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

【連絡先】
〒163―1321　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号
独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
販売営業部販売CSチーム
ＴＥＬ03―3347―0932
ＦＡＸ03―3347―0485

以　上